

## 安芸高田市奨学金の返還免除制度について

安芸高田市では、平成 29 年 4 月より若者定住促進の取組として、安芸高田市の奨学金を利用していた方に対して、安芸高田市に居住している場合、市内に居住している期間の奨学金返還額の内、規則で定める金額を免除する制度を創設しました。

**【対象者】** 安芸高田市の奨学金を利用し、その貸付金の返還が開始する又は返還中の方

**【免除要件】**

- ①安芸高田市内へ居住していること。
- ②返還免除決定がされるまでの奨学金返還金が未納でないこと。
- ③市税等の滞納がないこと。

**【免除期間】** 安芸高田市内に居住する期間

**【お問い合わせ先】** 安芸高田市教育委員会 教育総務課

電話 : 0826-42-0049